

## 田辺市介護保険居宅介護福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下これらを「福祉用具購入費」と総称する。）の支給に係る受領委任払いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者 本市の介護保険被保険者の資格を有し、かつ、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項本文に規定する居宅要支援被保険者をいう
- (2) 事業者 本市の区域において福祉用具（法第44条第1項に規定する特定福祉用具又は法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の販売を行う者をいう。
- (3) 受領委任払い 福祉用具購入費の支給を受ける被保険者が、当該福祉用具購入費の受領等を事業者に委任した場合において、市が事業者に対して当該福祉用具購入費を支払うことをいう。
- (4) 利用者 受領委任払い制度を利用して福祉用具を購入する被保険者をいう。
- (5) 登録事業者 介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者（受領委任払いにより福祉用具購入費を代理受領できる事業者）として本市の登録（以下「登録」という。）を受けた事業者をいう。
- (6) 基準年度 法第117条の規定により本市が策定する介護保険事業計画における計画期間の初年度をいう。

(受領委任払いを行わない場合)

第3条 市長は、法第66条から第69条までの規定により保険給付の支払方法の変更又は一時差止め等を受けている被保険者に係る福祉用具購入費の支給については、受領委任払いを行わないものとする。

(受領委任払いによる福祉用具の購入)

第4条 被保険者が受領委任払いにより福祉用具を購入しようとするときは、自らの居宅サービス計画又は居宅介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員（居宅サービス計画又は居宅介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員の届出を行っていない場合にあつては介護保険福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（様式第9号の2）の「福祉用具が必要な理由」欄への記載を依頼する介護支援専門員）に申し出るとともに、登録事業者に対し、介護保険被保険者証を提示し、及び支給の申請に必要な書類を提出することにより受領委任払いに係る申込みを行うものとする。

2 前項の申込みをされた登録事業者は、介護保険被保険者証及び必要書類の記載内容等を確認し、正当な理由がない限りその申込みを受け、当該福祉用具の納品及び受領委任払いの手続を行うものとする。

(支給申請等)

第5条 利用者が、受領委任払いにより福祉用具購入費の支払を受けようとするときは、当該福祉用具の引き渡しを受けた後に、介護保険福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（様式第9号の2）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 福祉用具購入費受領委任払いに係る委任状（様式第9号の3）
- (2) 福祉用具サービス計画書
- (3) 利用者が負担した当該福祉用具購入に要した費用に係る領収書
- (4) 当該福祉用具が特定できるパンフレット等の写し  
（支給の決定等）

第6条 市長は、前条の申請を受け、当該福祉用具購入費の支給を決定したときは、当該利用者とその旨を介護保険支給決定通知により通知するとともに、当該福祉用具購入費を当該登録事業者を支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、当該利用者に対し福祉用具購入費の支給があったものとみなす。

（支給実績の開示）

第7条 市長は、利用者から当該福祉用具購入費に係る支払実績について開示の請求がなされた場合については、それを開示するものとする。

（返還）

第8条 市長は、利用者又は事業者が偽りその他不正の手段により福祉用具購入費を受領したときは、当該福祉用具購入費の全部又は一部を返還させることができる。

（登録の要件）

第9条 登録を受けようとする事業者は、次の要件を備えなければならない。

- (1) 納税義務を履行していること。
- (2) 法第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者又は法第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者として和歌山県からの指定（以下「指定」という。）を受けていること。
- (3) 各種法令等を遵守すること。

（登録の申請）

第10条 登録を受けようとする事業者は、介護保険福祉用具購入費等受領委任払い登録申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険福祉用具購入費等受領委任払い制度に係る取扱誓約書
- (2) 納税証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（登録の通知等）

第11条 市長は、前条の規定による申請を受け、審査の結果適当と認めた場合は、当該事業者を登録し、当該事業者とその旨を介護保険福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録通知書により通知するものとする。

2 登録の有効期間は、基準年度の開始日から3年間（当該期間中において追加して登録をされた事業者にあつては、登録をされた日から当該登録期間が終わる日

まで。ただし、当該事業者が登録期間中に指定の効力を失う場合は、指定の効力を失う日まで)とする。

(登録の解除)

第12条 市長は、登録事業者が、その登録期間中において第9条に規定する要件を満たさないと認めた場合は、直ちに登録を解除し、その事実があった後3年間、登録をしないことができる。

(変更の届出)

第13条 登録事業者は、名称、所在地その他登録時における申請書の記載事項に変更があったとき、又は福祉用具購入費の受領委任払いの業務を廃止し、若しくは休止をするときは、速やかに介護保険福祉用具購入費等受領委任払い登録(変更・休止・廃止)届出書により市長に届け出なければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。